

石巻市斎場

指定管理者募集要項

平成30年9月

石巻市斎場指定管理者募集要項

1 募集の概要

(1) 趣旨

石巻市斎場（以下、斎場という。）の管理運営をより効果的、効率的に行うことを目的として、地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項、石巻市斎場条例（平成17年石巻市条例第187号）及び石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年石巻市条例第321号）の規定に基づき、指定管理者制度を導入しています。

現在の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日で終了することから、次期指定管理者（以下「指定管理者」という。）となる団体を公募します。

(2) 石巻市斎場（石巻、雄勝、牡鹿）の概要

区分	石巻市石巻斎場	石巻市雄勝斎場	石巻市牡鹿斎場
(1) 所在地	石巻市南境字大衡山43番地	石巻市雄勝町雄勝字寺79番地1	石巻市鮎川浜寺前2番地5
(2) 建物概要			
① 敷地面積	4,820.27 m ²	1,714.79 m ²	2,126.25 m ²
② 建物面積	1,262.92 m ²	200.93 m ²	253.49 m ²
③ 延床面積	1,951.18 m ²	200.93 m ²	253.49 m ²
④ 構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
⑤ 炉数	5炉	1炉	1炉
⑥ 処理件数	9件/日（最大）	2件/日（最大）	2件/日（最大）
⑦ 設置年月日	平成2年4月1日	昭和52年12月19日	昭和57年3月1日

施設内容

・石巻斎場

1階 告別ホール、炉前ホール、火葬炉（5炉）、収骨ホール、収骨室、事務室、待合ホール、駐車場

2階 待合室（5部屋）、待合ホール

・雄勝斎場

待合室、火葬炉（1炉）、事務室、告別ホール、駐車場

・牡鹿斎場

待合室、火葬炉（1炉）、事務室、告別ホール、駐車場

(3) 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までとします。（5年間）

(4) 管理を継続することが適当でないとき認められるときは、契約期間中においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(5) 申請することができる団体の資格

- ① 宮城県内に本社・支店・営業所を有している法人又はその他の団体であること、又は石巻市入札参加資格登録業者であり、東北6県において本社・支店・営業所を有している法人又はその他の団体であること。(個人での申請はできません。)
- ② 斎場の管理運営を健全かつ円滑に遂行できる団体であること。
- ③ 斎場の管理運営を行うための十分な知識と火葬実務経験を有した職員及び有資格者を配置することができる団体であること。
- ④ 斎場施設の維持管理を適切に行える団体であること。
- ⑤ 複数の団体(以下「グループ」という。)が共同して応募することもできます。この場合においては、必ず代表企業、団体を明記することとし、協定の締結に当たってはグループの構成員すべてを協定当事者とします。なお、指定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任はグループの構成員すべてが負うこととなります。

グループで応募する場合は、構成員すべてが、宮城県内に本社・支店・営業所を有している法人又はその他の団体であること、又は石巻市入札参加資格登録業者であり、東北6県において本社・支店・営業所を有している法人又はその他の団体であること。

⑥ 次に掲げる事項に該当する場合は、申請資格を有しないものとします。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)により再生手続又は更生手続を開始しているもの

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがあるもの

カ 法人においては、国税、都道府県税及び市町村税を滞納しているもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるもの

ク 法人又はその他の団体の代表者においては、市町村税を滞納しているもの

(6) 指定の方法

① 選定委員会の設置

石巻市斎場指定管理者選定委員会を設置し、評価基準に基づき、審査を行います。

② 選定結果等の通知及び公表

選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者候補者を決定します。

指定管理者候補者には、選定結果を通知します。

③ 指定管理者の指定

選定委員会で決定された指定管理者候補者について、石巻市議会での議決により、指定管理者を指定します。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 管理運営の業務範囲

管理運営を行うにあたっての基本的な業務の範囲は次のとおりとします。なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書のとおりです。

- ① 斎場の受付に関する業務
- ② 斎場の利用許可に関する業務
- ③ 斎場の利用料金の徴収に関する業務
- ④ 斎場の火葬に関する業務
- ⑤ 斎場の施設及び設備等の維持管理に関する業務

(2) 指定管理者業務の範囲外の業務

指定管理者は、自己の責任と費用により、市の承認を受けた上で火葬業務以外に自主事業を行うことができます。ただし、自主事業の経費に市が支払う指定管理料をあててはできません。

(3) 業務の留意事項

- ① 指定管理者は、斎場の管理運営業務の全部を第三者に委託、または請け負わせることはできません。ただし、業務の一部委託については、市の承認を受けた後、第三者に委託又は請け負わせることができます。
- ② 行政財産目的外使用許可等、地方自治法に規定する市長の権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除きます。

(4) リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別表1のとおりとします。ただし、同表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項が生じたときは、市と指定管理者が協議の上定めることとします。

3 収支に関する事項

(1) 支出

当該施設の運営に当たり、指定管理者の支出として見込まれるものは以下のとおりです。

- ① 人件費
- ② 消耗品費

- ③燃料費
- ④光熱水費
- ⑤修繕料（3施設合計40万円未満）
- ⑥通信運搬費
- ⑦保守管理費（手数料、委託料など）
- ⑧使用料
- ⑨借上料
- ⑩その他施設の運営・維持管理に必要な経費

(2) 収入

当該施設の運営に当たり、指定管理者の収入として見込まれるものは以下のとおりです。

- ①斎場利用料金
- ②原子力立地給付金
平成29年度原子力立地給付金
254,724円

(3) 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用し、条例で定める利用料金は指定管理者の収入とします。

(4) 指定管理料について

指定期間中の管理運営業務に要する費用として指定管理料を支払います。

指定管理料は、当該施設の管理運営に当たり、支出として見込まれる金額と収入として見込まれる金額の差額とします。

参考金額を以下に示しますので、収支計画書で提案する金額の参考としてください。

(P10、P11の斎場使用料及び施設運営経費も参考にしてください)

支出として見込まれる金額	59,517,000円
収入として見込まれる金額	21,623,000円
差額	37,894,000円

指定管理料は、収支計画書で提案された各年度の金額を上限とし、市の予算の範囲内で年度協定において定めるものとしますが、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となるなど特別な理由を除き、原則として増額や減額は行いません。

また、指定管理者が行う経費削減等の経営努力により生み出された指定管理料の剰余金については返還を求めません。

なお、収支計画書の作成に当たっては、平成31年10月1日から消費税が10%に引き上げられることを考慮すること。

4 募集に関する事項

(1) 募集及び選定のスケジュール

項 目	日 程
募集要項・仕様書の配布	平成30年9月3日(月)～9月27日(木)
現地見学会の参加申込受付	平成30年9月3日(月)～9月27日(木)
現地見学会	平成30年9月28日(金)
質問の受付	平成30年9月3日(月)～10月1日(月)
質問に対する回答	平成30年10月3日(水)まで
申請書等の受付	平成30年9月3日(月)～10月5日(金)
選定委員会審査(プレゼンテーション)	平成30年10月中旬
選定結果の通知・公表	平成30年10月下旬
指定管理者への指定の通知	平成30年12月下旬
基本協定書締結	平成31年3月
準備期間	平成31年1月～3月
年度協定書締結	平成31年4月1日(日)
指定管理者による管理運営業務開始	平成31年4月1日(日)

(2) 募集要項等の配布

配布期間：平成30年9月3日(月)から9月27日(木)まで

ただし、土・日・祝日を除く

配付時間：午前9時から午後5時まで

配布場所：石巻市役所生活環境部 環境課(3階) (※郵便等での配布は行いません。)

【配布資料】

- ① 石巻市斎場指定管理者募集要項
- ② 石巻市斎場指定管理者業務仕様書
- ③ 指定管理者指定申請書(様式1)
- ④ 団体の概要(様式2)
- ⑤ 事業計画書(様式3)
- ⑥ 収支計画書(様式4-1、4-2)
- ⑦ 申立書(様式5)
- ⑧ 役員名簿(監査役含む)(様式6)
- ⑨ 役員名簿の提出等に係る同意書
 - ・全員で1枚に記入する場合(様式6-1)
 - ・一人1枚で記入する場合(様式6-2)
- ⑩ グループ構成員届出書(様式7)

- ⑪ 現地見学会参加申込書（様式8）
- ⑫ 質問書（様式9）
- ⑬ 辞退届（様式10）
- ⑭ 提出書類一覧表

(3) 現地見学会

申込期間：平成30年9月3日(月)～9月27日(木) (※土・日・祝日を除く。)

申込方法：現地見学会参加申込書（様式8）に必要事項を記入の上、持参又はファクシミリにて申し込み願います。

見学会開催日：平成30年9月28日(金)

日 程	午前9時	～	午前10時	石巻斎場
	午前11時	～	正午	雄勝斎場
	午後2時	～	午後3時	牡鹿斎場

集合時間及び場所：上記開始時間に合わせ、各斎場に集合願います。

(4) 質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成30年9月3日(月)～10月1日(月) (※土・日・祝日を除く。)

受付方法：質問書（様式9）により質問の内容（質問1件につき1枚）を簡潔にまとめて、持参又はファクシミリにて提出してください。

質問への回答：質問者の回答については、内容を整理・検討したうえ、ファクシミリにて回答します。なお、質問および回答については、ホームページに掲載します。

(5) 申請書の受付

指定管理者指定申請書を下記により受付します。

受付期間：平成30年9月3日(月)～10月5日(金) (※土・日・祝日を除く。)

受付時間：午前9時から午後5時まで

受付方法：生活環境部環境課へ直接持参してください。

(※郵送、電子メール、ファクシミリでの提出は不可)

5 申請の手続きに関する事項

(1) 申請の手続き

申請者は、別添「石巻市斎場指定管理者申請様式」最終ページ、提出書類一覧表を確認の上、書類を提出してください。

(グループの場合)

グループにおいては、各構成団体すべての書類が必要です。別添「石巻市斎場指定管理者申請様式」最終ページ、提出書類一覧表を参考にし、書類を提出してください。

※事業開始から3年未満の事業所等の場合、納税証明書及び税務申告書の写しについ

ては事業開始年度分から提出願います。

(2) 留意事項

① 接触の禁止

本提案に関して、選定委員、市職員などに対する接触を禁止します。万一、接触の事実が認められた場合は無効となることがあります。

② グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めませんが、指定管理者指定申請書の受付締切り前に限り変更を認めます。その際には、代表団体が辞退届（様式10）を提出した上で、新たに申請書一式を提出してください。申請した書類の部分変更は認めません。

③ 重複申請の書類

応募1団体につき申請は1案とします。複数の申請はできません。

④ 申請内容変更の禁止

申請された書類の内容を変更することはできません。

⑤ 虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は、無効とします。

⑥ 申請書類等の取り扱い

申請書類等は原則として返却しません。

⑦ 市が提供する資料の取り扱い

市が資料を提供した場合には、申請以外の目的での使用はできません。

⑧ 応募の辞退

申請書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式10）を提出してください。

⑨ 申請書類の著作権等

市が提示する設計図書等の著作権は、市に帰属し、団体が申請する書類の著作権は、それぞれ作成団体に帰属します。なお、選定結果等を公表する場合、市が必要と認めるときは、作成団体の承認を得たうえで、申請書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑩ 費用負担

申請に関して必要となる経費は申請者の負担とします。

⑪ その他

団体が暴力団又はその構成員等の統制下でないことを確認するため、提出された役員名簿を宮城県警察に提供することがあります。

6 選定及び審査に関する事項

石巻市斎場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者からのプレゼンテーション、提出された申請書類の審査及びヒアリング審査により、以下の手順により指定管理者候補者の選定を行います。

(1) 選定委員会

選定委員会の委員は7人以内とし、学識経験を有する者及び市内部の職員で構成します。

(2) 審査（書類の審査・プレゼンテーション・ヒアリング）

- ① 選定委員会において、申請書類等（応募資格及び事業計画書、収支予算書等）の審査を行い、申請者からのプレゼンテーション及び指定管理者候補者選定に係る評価項目に従いヒアリングを行います。審査は非公開とします。

評価は選定基準に従い、各委員の評価項目ごとの採点結果による総合評価により審査を行い、全委員の協議により、指定管理者候補者を選定します。

(3) 評価項目及び評価基準

石巻市斎場の指定管理者の候補者選定に当たっては、次に掲げる事項を基本として総合的に審査します。

No	評価項目	評価基準
1	事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られることができるものであること（指定手続等に関する条例第4条）	・公の施設を管理運営するにあたり、ふさわしい理念を持っているか
		・事業計画の内容や施設の運営内容が設置目的に合致しているか
		・利用者の平等な利用が確保されているか
		・サービス向上のための取り組みがなされているか
2	事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであり、及び管理に係る経費の縮減を図るものであること（指定手続等に関する条例第4条）	・収支計画は適正か
		・経費の節減が明示され、十分な効果が期待できるか
		・施設管理の安全性への配慮について適正か
		・利用者からの要望・苦情の対応について適正か
3	事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであり、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条）	・類似施設等の管理運営実績等について適正か
		・安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について適正か 職員公正、職員数、職員採用、確保の方策等
		・団体の安定性、継続性について適正か
		・団体の運営の透明性、公正性について適正か
		・収入、支出の積算と管理計画の整合性について適正か
		・収支計画の実現可能性について適正か
4	その他、公の施設の性質又は目的に応じて必要と認める基準（指定手続等に関する条例第4条）	・緊急時の対応が確立されているか
		・地域との関わりや地域に対する貢献について適正か

(4) 選定結果の通知・公表

- ① 選定委員会の選考結果に基づき、候補者を選定します。
- ② 選定結果については、審査に参加した全ての団体に選定結果を通知します。
- ③ グループで応募した場合は、グループの代表団体あて通知します。
- ④ 指定管理者候補者選定後、選定結果をホームページにて公表します。
- ⑤ 公表について選定された指定管理者候補者については、事業者名を公表します。選定されなかった業者については、応募の有無を含め公表いたしません。

また、全ての応募事業者の申請書類及び評価項目・評価基準に係る各配点並びに審査内容・審査結果等の一切については、今後の地域サービスに係る公募事務に支障を生ずる恐れがあることを考慮し公表いたしません。

(5) 指定管理者の指定

選定委員会の選定結果に基づき、市は指定管理者候補者の決定を行い、決定した団体については、その後、石巻市議会において、指定管理者の指定に関する議決を経て、指定管理者として指定します。

7 問い合わせ先

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市役所 生活環境部 環境課 墓地斎場G(3F)

電話 0225-95-1111 (内線3377)

FAX 0225-22-6120

【関連資料】

平成29年度 石巻市斎場火葬件数及び使用料 実績

区分		火葬件数 【単位：件】			使用料 【単位：千円】		
		市内	市外	合計	市内	市外	合計
石巻斎場	15歳以上	1,672	113	1,785	17,732	2,453	20,185
	15歳未満	0	1	1	0	17	17
	死産児	18	0	18	70	0	70
	その他	22	1	23	50	3	53
	小計	1,712	115	1,827	17,852	2,473	20,325
雄勝斎場	15歳以上	95	7	102	1,034	154	1,188
	15歳未満	0	0	0	0	0	0
	死産児	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	95	7	102	1,034	154	1,188
牡鹿斎場	15歳以上	8	1	9	88	22	110
	15歳未満	0	0	0	0	0	0
	死産児	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	8	1	9	88	22	110
合 計	15歳以上	1,775	121	1,896	18,854	2,629	21,483
	15歳未満	0	1	1	0	17	17
	死産児	18	0	18	70	0	70
	その他	22	1	23	50	3	53
	小計	1,815	123	1,938	18,974	2,649	21,623

※千円未満については四捨五入としている

※件数については、減免分も数値として加えている

【参考】石巻斎場に係る施設運営経費（予算額）

[千円]

科 目	支 出 内 容	石巻斎場	雄勝斎場	牡鹿斎場	合 計	
人件費	人件費	34,592	0	0	34,592	
施 設 維 持 費	事務費	事務用消耗品費等	1,133	0	0	1,133
	燃料費	白灯油	5,812	335	38	6,185
	光熱水費	電気料	4,230	174	131	4,535
		水道料	430	22	27	479
		LPガス	42	30	24	96
		小 計	4,702	226	182	5,110
	修繕料	施設修繕	40	0	0	40
	通信運搬費	電話料	179	32	32	243
	手数料	浄化槽汚泥汲取り料	100	50	50	200
	委 託 料	受水槽清掃業務	49	0	0	49
		消防設備保守点検業務	217	0	0	217
		空調設備保守点検業務	2,541	0	0	2,541
		自家用電気工作物保守管理業務	280	0	0	280
		浄化槽設備保守点検業務	70	52	0	122
		機械警備業務	114	0	0	114
		清掃業務	3,400	650	650	4,700
		火葬炉残灰処理業務	1	0	0	1
		地下タンク漏洩検査業務	106	0	0	106
		火葬炉設備保守点検業務	584	81	173	838
		昇降機保守点検維持管理業務	140	0	0	140
		敷地内樹木剪定業務	750	0	0	750
自動ドア設備保守点検業務		300	0	0	300	
非常用自家発電設備保守点検業務		420	0	0	420	
小 計	8,972	783	823	10,578		
使用料	NHK放送受信料	15	0	0	15	
	下水道使用料	0	0	17	17	
	小 計	15	0	17	32	
消耗品費	火葬設備用消耗品	885	47	38	970	
	施設管理用消耗品	434	0	0	434	
	小 計	1,319	47	38	1,404	
合 計		56,864	1,473	1,180	59,517	

石巻市斎場指定管理に係るリスク分担表

種 類	内 容	石巻市	指定管理者
法令又は税制の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令又は税制の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令の変更		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
物価の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増加		○
需要の変動	当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによる損失(火葬件数の減等)		○
施設・設備等の修繕	修繕に要する経費の年度合計額が 40 万円未満 (3 施設全体で)		○
	修繕に要する経費の年度合計額が 40 万円以上で、当該超えた額及び施設の根幹に関わる箇所の修繕	○	
施設、設備(備品)の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設の設計、構造上の原因によるもの	○	
	第三者の行為で相手が特定できない損傷		○
備品(市所有)の更新	更新	○	
第三者への賠償 指定管理者として注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合			○
不可抗力	天災や暴動等、いずれの責めにも帰すことができない事由による施設・設備の修復及び指定管理業務の継続履行不能	○	
事業終了時の費用	指定期間終了後、期間中に業務を廃止した場合、又は指定を取り消された場合の原状回復及び撤収費用		○
政治、行政的理由による事業内容の変更	政治、行政的な理由から、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費の増。	○	
書類の錯誤	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が責任を負うべき書類の誤りによるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
資金調達等	市からの指定管理料の支払い延滞により生じた損失	○	
	指定管理料以外の運営上必要な資金の確保		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	指定管理業務に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望等に関するもの	○	○
その他	募集要項、協定書、リスク分担表等に定めがない事態が生じた場合には、市と指定管理者が協議の上、定めることとする。	○	○